

人材紹介にあたり締結をする基本契約書に下記内容の返金規定を定めます。

求職者が本人の事由により雇入れ日より3か月未満の期間内に就業先を退職した場合、弊社は就業先に対し紹介料の一部を返還するものとする。返還金官学の算定は下記に定める勤続月数により決定する。

勤続月数	返還する紹介料の割合
1日～7日	100%
8日以上 1ヶ月未満	50%
1ヶ月以上 2ヶ月未満	20%
2ヶ月以上 3ヶ月未満	10%